

令和3年度 事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

中期計画及び令和3年度事業計画に基づき、財団業務の経営上の4本の柱である、①優良な住宅部品の開発・普及に関する事業、②材料・構法の試験等に関する事業、③住宅・建築物の確認検査等に関する事業、④マネジメントシステムの審査・登録に関する事業を中心に各種事業の推進に係る取り組みを行った。

なお、令和3年度においても、社会活動の変容やコロナ禍のもとでの事業継続を図るため、財団全体として、在宅勤務や時差出勤の実施、会議室の執務室転用による職員密度の低減、オンラインでの会議開催などの対策を行った。

1. 優良な住宅部品の開発・普及の促進等に関する事業

(1) B L 部品の認定

B L 部品の認定基準について、住生活の変化や市場動向等を踏まえ、(一社)リビングアメニティ協会(A L I A)等様々な団体の協力を得つつ、1品目の制定及び47品目の改正を行った。

その他、良好な温熱環境の実現、労働者不足に対応する施工の省力化に資する部品の開発等について検討を行った。

(2) B L 部品の普及

B L 部品である旨を表示するとともにB L 保険を付保するB L マーク証紙については、3,762,432枚頒布した。

高効率なガス給湯・暖房機等の普及にあわせて植樹活動を支援する「ブルー&グリーンプロジェクト」を展開し、対象部品が797,375台(累計10,780,751台)供給された。なお、令和3年5月に予定していた「第4回高田松原再生植樹祭」は、コロナ感染拡大防止の観点から昨年度に引き続き中止とした。

(3) 住宅部品のトレーサビリティ情報管理

住宅用火災警報器74,000枚、賃貸住宅における共用部の照明器具96,280枚の計170,280枚のトレーサビリティ専用シールを頒布した。また、給水ポンプシステムについて6件、給水タンクについて90件の情報登録を行った。

(4) 認定制度等の情報発信

財団ホームページ、B L 部品ガイドブック、新たに作成した優良住宅部品認定制度ハンドブック等を用いて、住宅供給事業者や消費者等に対する、B L 部品、B L 保険や認定制度の周知等に努めた。

(5) その他

産業標準化法（JIS法）に基づく新規1件、更新8件の計9件の認証を、サッシ、ドアセット、複層ガラス、プレキャストコンクリート製品等について実施した。

2. 材料・構法の試験等に関する事業（つくば建築試験研究センター）

(1) 試験等事業

住宅部品、部材等に係る性能試験22,872件（一般性能試験450件、コンクリート及び地盤改良体の圧縮試験等22,422件）を実施した。なお、一般性能試験のうち、優良住宅部品認定に係る試験は39件、杭施工品質確認業務は3件であった。

(2) 評定・審査証明事業

当財団の任意の事業として、評定業務87件、建設技術審査証明24件、計111件を実施した。

(3) 建築基準法に基づく防耐火試験等の事業

防火構造、ホルムアルデヒド発散建築材料など143件について、建築基準法に基づく構造方法等の大臣認定に係る性能評価を実施した。

(4) 建築全般に関する調査研究等

「令和3年度PC部材品質認定事業に係わる品質審査」、「回転形全熱交換器の熱交換効率の給還気風量による補正方法に関する検証データの収集」、「高圧噴射攪拌式の地盤改良による杭補強に関する技術検討委員会の運営等業務」等の11件を受託した。また、住宅部品・建築部材、建築物の構工法、省エネルギー、防災等に関する調査及び研究について、目的の明確化や効率化を図り、「ガス有害性試験の評価方法の検討」、「融合不良が溶接部の力学的性能に与える影響」、「練り混ぜ水に海水を用いた地盤改良配合試験に関する実験的研究」、「端末換気口の静圧損失試験の測定結果補正方法に関する検討」等の10件の課題を実施した。

(5) その他

業務環境の見直しや作業の自動化、手続き等の電子化を推進して生産性の更なる改善を図っている。情報発信の一環として、WOODRISE 2021 KYOTOへ出展した他、TBTL40周年記念行事を開催した。

3. 住宅・建築物の確認検査等に関する事業（住宅・建築評価センター）

(1) 建築基準法に基づく建築確認検査等

建築確認検査について、建築確認382件、中間検査132件、完了検査280件の計794件を実施した。

構造計算適合性判定について、1都1道31県から委任を受け、本部675件、名古屋分室479件の計1,154件の判定を実施した。また、宮城県内の業務を開始するため、1月に仙台構造判定分室を開設した。

構造方法等の大臣認定に係る性能評価について、昇降機4件の評価を実施した。

(2) 品確法に基づく住宅性能評価等

住宅性能評価について、設計評価1,157戸、建設評価907戸及び既存評価1戸の計2,065戸の評価を実施した。

(3) 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能適合判定等

建築物エネルギー消費性能適合性判定について、65件を実施した。

また、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）について、非住宅158件、住宅1,473件の計1,631件を実施するとともに、建築環境総合性能評価システム（CASBE E）について、75件を実施した。

(4) その他評価事業等

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査（新築及び増改築）2,004件を実施した。

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査443件を実施した。

(5) 独自事業

財団独自の認定事業である、地域の優良な工務店等を支援する長寿命住宅供給システム認定事業について、新たに61棟を登録した。

4. マネジメントシステムの審査・登録に関する事業（システム審査登録センター）

(1) ISO等によるマネジメントシステムの審査・登録

新たにプライバシー情報マネジメントシステム（PIMS）の認定を取得した。既存のマネジメントシステムに係る実績は以下のとおり。

①品質マネジメントシステム

新規登録16件、更新137件を行い、登録組織件数は478件となった。

②環境マネジメントシステム

新規登録4件、更新81件を行い、登録組織件数は225件となった。

③情報セキュリティマネジメントシステム（プライバシー情報マネジメントシステム、クラウドセキュリティを含む）

新規登録27件、更新54件を行い、登録組織件数は215件となった。

④労働安全衛生マネジメントシステム

新規登録7件、更新8件を行い、登録組織件数は34件となった。

(2) リフォーム業務品質審査登録制度

初回登録審査13件、再登録審査101件を行い、登録事業者数は590件となった。

5. 住生活の向上等に資する調査研究に関する事業（サステナブル居住研究センター）

(1) 受託調査・研究

民間企業等から「2021年度住宅における良好な温熱環境の実現に向けた推進策の実施」、「浴室暖房等に関する実態調査」等の6件を受託した。

(2) 自主研究

サステナブルな住まいづくりと暮らしの実現に関する社会的要請の高まりに応えるため、「住宅の良好な温熱環境の実現に資する住宅部品研究会」を実施するとともに、その成果について積極的に情報発信した。

生活に係わるサステナビリティの進展度合いを示す指標群「サステナブル・リビング・インデックス（SLI）」の更新を実施し、S L C 研究報告会・日本建築学会学術講演会にて発表した。

(3) 成果等の情報発信

「住宅における良好な温熱環境実現推進フォーラム」等を通じて、消費者及び住宅関連事業者への情報発信を行った。また、S L C 研究報告会（7月）の開催、A L I A N W E Sにて調査研究の紹介（計3回）を実施した。

6. 既存住宅市場の活性化の支援に関する事業

(1) B L R 関連事業

一般社団法人ベターライフリフォーム協会（以下「B L R 協会」という。）と協働しつつ、ベターライフリフォームアドバイザーについて、新たに14名を登録し、登録人数は229名となった。また、B L R 瑕疵保険については、B L R 協会のセミナーや会報等により普及活動に努めた。

(2) 住宅履歴情報関連事業

住宅履歴情報の蓄積・活用業務を行う住宅履歴情報サービス機関のシステム運用の支援事業を実施し、4機関との契約により4,190戸の住宅履歴情報を新たに保管した。

7. 情報発信、関係団体連携、国際交流、消費者保護等に関する事業

(1) 情報発信

ホームページの更新、パンフレットの改定を行うとともに、展示会への出展、メールマガジンの発信、ISO NET、サステナブル居住研究センターの研究年報や積極的なプレスリリースにより、財団の事業と成果の広報を行った。

(2) 関連団体との連携

公的団体が連携して運営する住宅関連情報サイト「住まいの情報発信局」の運営事務局として、ホームページ及びメールを活用し、住宅関連情報の発信を行った。

また、公共住宅事業者等連絡協議会の事務局として、活動・運営を支援した。

(3) 国際交流

一般社団法人国際建築住宅産業協会(JIBH)と連携し、中高層木造建築物の発展を目指す国際的イベント「WOODRISE 2021 KYOTO」に協賛・参加し、つくば建築試験研究センターによる汎用小型加熱炉の実物展示等を行った。その他の国についても、情報交流等に的確に対応した。

(4) 消費者保護等

カスタマーサービス部において、B L 部品等に関する1,531件の相談を受け付けると共に、B L R 協会に寄せられる一般消費者等からのリフォームに関する相談を受け付けた。このほか、関係団体の委員会等に参加し、消費者相談情報の共有等を行った。

8. 業務運営管理

役職員全員が共通して社会的使命及び運営理念を自覚し、法令遵守を第一に考え、日常の業務を的確に執行するよう努めた。具体的には、財団全体の業務遂行能力向上を図るための各種研修を実施した。